

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

A-5 特定集中治療室管理料(静脈)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、下記に該当する手術後（術後の合併症を伴う場合を除く）に対する「ク 大手術後」を理由とする特定集中治療室管理料の算定は認められない。

- (1) 下肢静脈瘤手術
- (2) 大伏在静脈抜去術
- (3) 静脈瘤切除術（下肢以外）
- (4) 下肢静脈瘤血管内焼灼術
- (5) 内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術
- (6) 下肢静脈瘤血管内塞栓術
- (7) 中心静脈注射用植込型カテーテル設置
- (8) 静脈血栓摘出術
- (9) 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術
- (10) 下大静脈フィルター留置術
- (11) 下大静脈フィルター除去術
- (12) 胸管内頸静脈吻合術
- (13) 静脈形成術、吻合術

○ 取扱いの根拠

留意事項通知により「特定集中治療室管理料の算定対象となる患者は、次に掲げる状態（ア～コ）にあつて、医師が特定集中治療室管理が必要と認めたもの」とされている。

特定集中治療室管理料の施設基準の届出病床に患者を入室させた場合であっても、「ク 大手術後」を理由に算定できるのは特定集中治療管理を必要とする大手術の術後であり、特定集中治療管理を必要としない術後の患者の経過観察のために入室させた場合は認められない。

したがって、(1)～(13)の手術後については「ク 大手術後」に該当せず算定は認められないと整理した。

なお、(1)～(13)の手術後の場合でも、手術後の重大な合併症や手術以外に該当する状態（ア～コ）について特定集中治療室管理が必要と判断される

場合については認められる。